

## 八千代市立図書館インターネット利用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、図書館においてインターネットを利用する場合の管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (利用の目的)

第2条 インターネット利用の目的を次に定め、地域の情報拠点としての図書館を目指すこととする。

- (1) 電子化された情報を含めた幅広い情報を提供する。
- (2) 市民が必要な情報を活用する能力を身につけることとする。

### (利用方法等)

第3条 利用しようとする者は、インターネット利用申込書に必要事項を記入し、図書館利用券を提示し、許可を得ることとする。

- 2 利用券のない場合は、利用券発行の手続をすること。
- 3 インターネット利用に関する注意事項にそって利用するものとする。
- 4 利用対象は中学生以上とする。
- 5 利用時間は1時間以内1回限りとする。
- 6 利用時間に空きがある場合のみ、予約することができる。
- 7 利用についての料金は無料とする。

### (禁止事項等)

第4条 利用しようとする者は、個人の責任において利用し、以下の行為は禁止とする。

- (1) ゲームの利用
- (2) メールや人権を侵害する情報を受発信すること
- (3) 社会通念上好ましくないサイトに入ること
- (4) 有料サイトに入ること
- (5) 金銭に関わるサイトに入り、売買等の行為を行うこと
- (6) ソフトウェアをダウンロードし、インストールすること
- (7) 図書館が設定した初期値を変えること
- (8) その他、関係法令に反する事項

(利用の制限)

第5条 前条に規定した禁止事項に違反した場合は、八千代市立図書館管理運営規則(平成11年3月30日規則第7号)により、館長は、利用を一時停止し又は禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用する者が、自分の責めに帰すべき事由によりパソコン又は付属設定を滅失又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、館長が定める。

(施行期日)

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。